

鳴門市イルミネーション機器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市の賑わいを創出するため、鳴門市の所有するイルミネーションに関する機器を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(機器の種類)

第2条 貸出しを行う機器（以下「貸出機器」という。）は、観光振興課（以下「担当課」という。）が保管する機器のうちイルミネーション機器貸出リストに定めるものとする。

(貸出対象者等)

第3条 貸出機器は、本市の地域活性化及びイメージアップに寄与することを目的に使用する団体等（以下「団体等」という。）に貸し出すことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを認めないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (2) 本市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (3) 貸出機器を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合
- (5) その他市長が貸出機器の使用について不適當であると認めた場合

(申請及び貸出承認)

第4条 貸出機器の借受けを希望する団体等は、借受日の1月前までに担当課に事前予約を行い、その後鳴門市イルミネーション機器貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に所定の事項を記載して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けて承認又は不承認を決定したときは、鳴門市イルミネーション機器貸出（承認・不承認）書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(貸出機器の搬出及び返却)

第5条 前条に規定する承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸出機器の貸出期間内に市が指定した場所から当該貸出機器の搬出を行うものとする。

2 借受者は、貸出機器を貸出時の原状に復した後、貸出期間内に市が指定した場所に当該貸出機器の返却を行うものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、2月以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第7条 貸出機器の貸出料は、無料とする。

(貸出取消し)

第8条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取消することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 災害等やむを得ない事情が生じたとき。
- (3) その他市長が必要であると認めるとき。

(管理責任等)

第9条 借受者は、貸出機器について、担当課の指示に従うものとし、当該貸出機器を善良に管理するものとする。

2 借受者は、貸出機器を申請時の目的以外に使用し、又は転貸してはならないものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が自己の責任により貸出機器を毀損又は故障させた場合は、借受者は責任をもって弁償又は修繕を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次頁において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。